

令和2年4月1日

狭あい道路の拡幅に伴って発生した土地を

市に寄付するルールが一部変更となりました！

住みよい環境と災害に強い街づくりのため、狭あい道路(1)協議の申請に伴い、後退が発生した土地を市に寄附する際のルールを3点変更しました。

誰でも申請ができます

以前の狭あい道路協議は、建物の新築や増改築等をしようとする者しか申請ができませんでしたが、上記該当者を始め狭あい道路に接している土地所有者等(2)なら誰でも申請ができるようになりました。

工作物撤去費の一部を市が負担します

以前は、狭あい道路協議の申請に伴い、後退が発生した寄附予定の土地内にある水道メーター等の配管移設費を市が負担していましたが、新たに同地内の工作物撤去費の一部も負担することができるようになりました。なお、上限額は移設費と撤去費を合わせて1申請につき10万円までです。

角地等の寄附には謝礼を支払います

後退が発生した土地の寄附に加え、交差点や道路の形状を良くするために角地等を寄附していただける申請者には新たに謝礼を支払うことができるようになりました。

これまでどおり、後退が発生した土地の寄附の際に発生する測量、分筆、登記等に伴う費用や同地内の整備は原則市が負担します。詳細は維持管理課にお問い合わせください。

1 狭あい道路

建築基準法第42条第2項に規定する道路及び当該道路以外の道路(幅1.8m未満の箇所があるものに限定)であって市長が要綱の規定を適用する必要があると認めた幅員4メートル未満のもの

2 土地所有者等

所有者、借地権者、抵当権者その他土地について使用収益又は処分の権限を有する者